　　　伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、市内に生息する所有者の判明しない猫、捨て猫等（以下「野良猫」という。）の増加及びこれに伴う被害を防止することを目的に、野良猫を捕獲した者が実施する野良猫の去勢手術又は不妊手術（以下「去勢不妊手術」という。）に要する費用の一部を補助するため、予算の範囲内において伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和５５年伊勢原市規則第１９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第２条　補助の対象者は、市内に住所を有する者であって、野良猫を捕獲したものとする。

２　補助の対象となる去勢不妊手術は、神奈川県内に開業する獣医師法（昭和　　２４年法律第１８６号）第３条に規定する免許を有する者が行う去勢不妊手術とする。

　（補助金の額）

第３条　補助金の額は、１匹につき３，０００円とする。ただし、去勢不妊手術に要した費用の額がこれを下回るときは、当該去勢不妊手術に要した費用の額とする。

　（交付の申請）

第４条　補助金の交付を申請しようとする者は、伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金交付申請書（第１号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

２　前項の規定による申請は、同一年度１世帯当たり５匹までとする。

　（交付の決定）

第５条　市長は、前条による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、交付すべきものと決定したときは、伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金交付決定通知書（第２号様式。以下「決定通知書」という。）により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

　（去勢不妊手術の実施）

第６条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、当該決定の日から起算して　３０日以内（当該決定の日が３月１日以降である場合にあっては、３月末日まで）にその申請に係る野良猫の去勢不妊手術を受けなければならない。

　（申請の取下げ）

第７条　第５条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、申請の取下げをしようとするときは、当該決定の日から起算して３０日以内（当該決定の日が３月１日以降である場合にあっては、３月末日まで）に決定通知書を添えて、市長に申し出なければならない。

（補助金の交付）

第８条　補助金は、去勢不妊手術が完了した後において交付するものとする。

２　前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金交付請求書（第３号様式）に決定通知書の写し及び去勢不妊手術費の記載がされた領収書を添えて、去勢不妊手術実施日から３０日以内に市長に提出しなければならない。

　（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

　　　附　則

　この告示は、公表の日から施行する。

　　　附　則（平成２４年７月６日告示第１２４号）

　この告示は、平成２４年７月９日から施行する。

　　　附　則（平成２５年５月１６日告示第１００号）

　この告示は、公表の日から施行する。

　　　附　則（平成２６年３月３１日告示第６２号）

　この告示は、平成２６年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

　この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

第１号様式（第４条関係）

　　　　年度伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金交付申請書

年　　月　　日

伊 勢 原 市 長　殿

住所　　伊勢原市

申請者名

世帯主名

電話番号

伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金交付要綱第４条第１項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、去勢不妊手術を行う猫は、伊勢原市内に生息する野良猫に相違ありません。

申請を行う野良猫に関する情報

|  |  |
| --- | --- |
| 性　　別 | □ オス　　　　　□ メス |
| 毛　　色 |  |
| 生息している場所  （捕獲場所） | □ 上記住所付近  □ その他（伊勢原市　　　　　　　　　　　） |
| 手術予定獣医師  （病院名） |  |

注　□のある欄には、該当する□内にレ点を付けてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受付番号 |  | ※この欄は、申請者が記入しないでください。 |
| 備考 |  | |

第２号様式（第５条関係）

伊勢原市指令（　　）第　　　号

年　　月　　日

　　　　年度伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金交付決定通知書

　　　　　　　　様

伊勢原市長

　　　　年　　月　　日付けで申請のありました　　　　年度伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第６条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

なお、本市はこの去勢不妊手術に関連して生じた事故等については、その責を負いかねます。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定額 | 円 |
| 指示事項等 |  |

注意事項

・この決定通知書の有効期間は、決定の日から起算して３０日以内（当該決定の日が３月１日以降である場合にあっては、３月末日まで）です。

この期間内に野良猫の去勢手術又は不妊手術（以下「去勢不妊手術」とします。）を実施しないと補助金の交付対象となりませんので御注意ください。

・去勢不妊手術を実施する際、野良猫の性別が申請と異なることが発覚した場合、去勢不妊手術実施後、性別が異なっていた旨を御連絡ください。

・都合により当該決定に係る去勢不妊手術を実施しない場合は、御連絡ください。

・補助金請求時には、この通知書の写し、去勢不妊手術費の記載がされた領収書（原本）、及び申請者の通帳の口座名義人が記載されたページの写しを添付してください。

・補助金の交付の決定の内容又は交付の条件等に違反したときは、交付の決定が取り消されます。既に補助金が交付されている場合は、補助金を返還していただきます。

（事務担当は、　　　　　　　　　　）

第３号様式（第８条関係）

　　　　年度伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金交付請求書

年　　月　　日

伊 勢 原 市 長　殿

住所　　伊勢原市

申請者名

世帯主名

電話番号

交付決定のありました伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金について、伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金交付要綱第８条第２項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を請求します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交付決定額 | 円 | |
| 交付請求額 | 円 | |
| 口座情報  (申請者口座) | 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |
| 預金種類 | 普通　　・　　当座 |
| 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |
| 添付書類 | (1) 伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金交付決定通知書の写し  (2) 領収書(原本で申請者名及び去勢不妊手術費の記載がされたもの)  (3) 申請者の通帳の口座名義人が記載されたページの写し | |

注　交付請求額について、去勢手術又は不妊手術に要した費用の額がこれを下回るときは、当該去勢手術又は不妊手術費として支払った金額となります。